

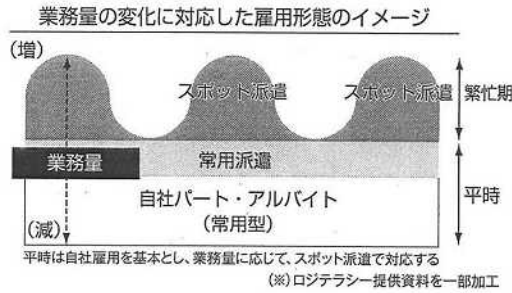
日雇派遣、原則禁止へ

改正労働者派遣法が成立

改正労働者派遣法が三月二十八日、参議院本会議で与党と自民、公明などの賛成多数で可決、成立した。焦点だった規制範囲は日雇派遣の原則禁止にとどまり、今後は禁止の例外となる業務などの議論の行方が注目される。物流では日雇派遣の禁止により、センター業務などでの人員確保が難しくなるとの見方も。事業者は今後、繁忙期の業務量を予測した細かな人員調整が求められるそうだ。(小林 孝博)

繁忙期の事前調整必要に

派遣法改正をめぐって強く反発。当初、①日雇派遣の禁止の登録型派遣の禁止②製造業への派遣禁止③三本柱で議論を進められてきたが、野党や経済界など業への派遣禁止は見送られた。派遣法改正をめぐって強く反発。当初、①日雇派遣の禁止の登録型派遣の禁止②製造業への派遣禁止③三本柱で議論を進められてきたが、野党や経済界など業への派遣禁止は見送られた。派遣法改正をめぐって強く反発。当初、①日雇派遣の禁止の登録型派遣の禁止②製造業への派遣禁止③三本柱で議論を進められてきたが、野党や経済界など業への派遣禁止は見送られた。



改正労働者派遣法のポイント

	内容	国会での修正点
日雇派遣	日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣の原則禁止(※)	2カ月以内を30日以内に修正
登録型派遣	原則禁止は削除	登録型派遣の在り方を検討事項とする
製造業への派遣	原則禁止は削除	製造業業務派遣の在り方を検討事項とする
その他	グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止	—

※「雇用機会の確保が特に困難な場合」などの例外対象は今後政令で追加

契約を結ぶ必要がある。日雇派遣禁止の例外対象については、労働政策審議会(労政審)で議論を進めており、六十歳以上の高齢者や学生、主婦などが認められる見込み。厚労省では「引越した具体的な業務も労政審で

議論していく」としており、改正派遣法が施行される十月までに結論をまとめ、政令で追加していく方針だ。

細かな人員配置求められる

今回の改正は原案に比べ、規制がかなり緩和されたことから、物流業界への影響も「限定的」との見方が強い。だが、物流業界の派遣問題に詳しいロジテラシーの橋本浩昭氏は「日雇派遣が原則禁止となった

ことで、物流事業者は従来以上に細かな人員配置が求められるのではないかと話す。

〇〇〇

物流事業者はこれまで平時のセンター業務をパートやアルバイトといった常雇雇用で賄い、荷量予測が難しい繁忙期については、業務量が増した場合に日雇派遣の労働者を調整する傾向があった。例えは、一週間単位の短期業務は学生や高齢者といった日雇派遣禁止の例外対象者を雇い、三十一日以上長期業務は登録型派遣を活用するなど、派遣労働者が何人必要なのかを考えたが、繁忙期を乗り切ることが求められる(派遣会社)。

〇〇〇

ピーク外での契約も必要に。ところが今回の改正により労働者との契約期間が明確に設定。一日や一週間単位での人員確保が困難となり、繁忙期の業務ピークが分らない中